



## 建築条件付き土地を 購入するときの注意

建築請負契約に関する相談が寄せられています。特に建築条件付き土地を購入にするときは、土地売買契約書に次の条項が約定されていることを確認することが大切です。

- ① 一定の期間内に建物の建築工事請負契約を締結することを条件とすること。
- ② ①の請負契約を締結しなかったとき、または建築をしないことが確定したときは本売買契約は解除になること。
- ③ ②により本売買契約が解除となったときは、売主はすでに受領している手付金などの金額を買主に返還すること、および売主は本契約の解除を理由に買主に損害賠償または違約金の請求はできないこと。

さらに、土地売買契約と建築請負契約を同時に結んでしまうと、建物の仕様を作成するにあたり「希望する建物ができない」、「予算がオーバーしてしまう」など何らかの理由で建築計画を断念し、契約を解除したいときには契約金などの返金トラブルが生じることになります。前述の約定が意味を成さなくなってしまうので、同時契約を避けるよう注意が必要です。

相談日：月・水・金曜日(午前9時～午後4時)

問い合わせ 牛久市消費生活センター ☎830-8802 FAX830-8803

## みんなの 農業

### ～うしくスタイル～

8月22日(日)は「うしくみらいエコフェスタ」。みんなで環境にやさしい地域社会を考えるイベントが、午前10時から午後3時30分まで、牛久運動公園で開催されます。体育館前駐車場では、農家の女性グループ「麦わら帽子」が出店し、安心安全な農作物を元気に販売します。また、「牛久

たい肥組合」は、県で最優秀賞に輝いた、たい肥を無料配布します。そして、いつもどおり体育館内常設コーナーでは、若い農業者グループ「UFOクラブ」の新鮮な野菜や花が並びます。

現在の農業は、自然との共生無しには語れません。環境にやさしい産業の一つとして、育てた作物が地域の方に喜ばれることこそ、生産者みんなの目標です。エコフェスタのようなイベントは、生産者にとっては消費者の方と直接交流できる貴重なチャンス。「この野菜は、どんな料理に合うの?」、「野菜づくりのコツを教えてください」など、どんどん声を掛けてください。お互いに、思わぬ発見があるかもしれません。

問い合わせ 市農業政策課 ☎内線1521～1522



昨年12月に開催されたうしく・くらし・環境まつり2009の様子